

静岡市告示第 22/号

児童福祉法第21条の6に規定する障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に関する静岡市児童福祉法施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示（令和3年静岡市告示第75号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 4 月 1 日

静岡市長 難波 喬 司



本則の表備考3中「、5（2）に該当する場合を除き」を削る。

本則の表備考5（1）を次のように改める。

- (1) C及びD1からD15までの税額等による階層区分の者のうち、負担額算定基準者（扶養義務者の児童、当該扶養義務者の児童であった者及び当該扶養義務者又はその配偶者の直系卑属（当該扶養義務者の児童及び当該扶養義務者の児童であった者を除き、当該扶養義務者と生計を一にする者に限る。）をいう。以下同じ。）が2人以上いる扶養義務者であって、当該扶養義務者及び当該扶養義務者と同一の世帯に属する者について児童福祉法第21条の6の措置（障害児通所支援に係るものに限る。）を行ったものについては、次の表の左側に掲げる障害児の区分に応じ、右欄に掲げる額を当該扶養義務者の障害児1人当たりの負担基準額とする。

扶養義務者の障害児（小学校就学前負担額算定基準者（負担額算定基準者のうち小学校就学の始期に達するまでのものをいう。以下同じ。）であるものを除く。）	負担基準額に定める額
扶養義務者の小学校就学前最年長負担額算定基準者（小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者をいう。以下同じ。）である障害児（全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者である場合に限る。）	負担基準額に定める額
その他の障害児	0円

本則の表備考5（2）を削り、同表備考5（3）を同表備考5（2）とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。